

申請前チェックリスト

(第1弾 (4月26日～5月19日) 申請用)

各項目を確認し、当てはまる場合は、してください。

チェック1

- ① 飲食店営業許可（食品衛生法第52条）を受けている。
- ② <通常営業時>
酒類を夜8時半から翌日11時までの間に提供していた。
- ③ 性風俗関連特殊営業を行う店舗ではない。
- ④ 暴力団や暴力団員と関係がある店舗ではない。
- ⑤ 店舗の屋内に常設の飲食スペースがある。
- ⑥ <4月26日から5月19日まで>
全ての期間で、営業時間短縮または休業を実施した。
- ⑦ <4月26日から5月19日まで>
全ての期間で、営業時間は、朝5時から夜9時までとし、
酒類の提供は、朝11時から夜20時半までとした。(休業含む)

上記の①～⑦の項目について、

チェックが、全部(7個)の方 

裏面の「チェック2」へ
進んでください。

チェックが、1～6個の方 

協力金の対象ではありません。

チェック2

書類を①～⑫の順番に並べてください。

- ① 申請書
 - ② 誓約書
 - ③ 飲食店営業許可証（食品衛生法第52条）の写し
 - ④ 店舗名や屋号等が確認できる外景写真
 - ⑤ 屋内の常設の飲食スペースを設けていることが確認できる内景写真
 - ⑥ 通常営業時間が分かる写真等
 - ⑦ 営業時間短縮の告知が分かる写真等
 - ⑧ 営業活動を行っていることが分かる書類（いずれか1つ）
 - ・直近の確定申告書の写し
 - ・直近2か月間の経理帳簿（現金出納帳、売上帳簿等）の写し
 - ・上記が困難な場合は、光熱水費の検針票などの写し
 - ⑨ 酒類の提供を行っていることが分かる書類等（いずれか1つ）
 - ・申請時点で使用しているメニュー表の写し
 - ・直近2か月以内の仕入れ伝票の写し
 - ⑩ 本人確認書類（いずれか1つ） ※法人の場合は代表者のもの
運転免許証、健康保険証、パスポート等の写し
 - ⑪ 協力金の振込先の通帳（見開き1・2ページ目の両方）の写し
- <売上高方式により1日当たりの協力金が2万5千円を超える場合や
売上高減少額方式により1日当たりの売上高を計算する場合>
- ⑫ 1日当たりの売上高が確認できる書類の写し

上記の①～⑪・⑫の項目について、

(1) 売上高方式により1日当たりの協力金が2万5千円となる場合



①～⑪の書類を揃えて申請してください。

(2) 売上高方式により1日当たりの協力金が2万5千円を超える場合や
売上高減少額方式により1日当たりの協力金を計算する場合



①～⑪・⑫の書類を揃えて申請してください。